教職員各位

鳥羽商船高等専門学校 校 長

健康観察及び検温等の実施について(再通知)

本校における新型コロナウイルスの感染拡大防止策については、学生と教職員の安全を第一とするため、昨年9月に「新型コロナウイルス感染症対策指針」(以下指針)を示すとともに、不要不急の移動の自粛の要請とともに、いわゆる「3密」を避けるため、マスクの着用や手洗い、うがいの励行、咳エチケットの徹底や身体的距離の確保など、感染防止の徹底をお願いしてきたところです。

下記のとおり、継続的に実施することとしておりますので遺漏のないよう適切にご対応願います。

記

1. 出勤前

- ・勤務日は体温と健康状態を必ず記録して下さい。
- ・その際、次の①~③の項目に一つでも該当がある場合は、以降に示す「4.症状が出た場合等の対応」及び「5.感染又は濃厚接触者となった場合の対応」に基づき、対応して下さい。
 - ①発熱(目安として 37.5 度以上または平熱を1.0度以上、上回っている)
 - ②持続する咳+発熱
 - ③新型コロナウイルス特有の症状(息苦しさ、強い倦怠感、嗅覚・味覚異常など)
- ・教職員の同居者に、発熱等の風邪の症状が続くものがある場合にも出勤を控える(指針)。
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患者または濃厚接触者と接点のあった教職員は、外出・ 出勤を控える(指針)。
- 2. 出勤時 (出勤前に検温等を忘れた場合等)
 - ・各教員室、事務室、保健室にある非接触体温計で必ず検温して下さい。
 - → 発熱がない場合

勤務可能です。ただちに「体調チェックアプリ」に入力をして下さい。

→ 発熱があった場合

勤務せず、所属長等に連絡し、速やかに帰宅して下さい。

3. 出張について

・出張する場合には、出張先の感染者情報等に十分注意し、出張前後の自己体調管理をし

っかり行う(指針)。

- ・移動における注意喚起について(令和2年11月24日付)を参照する。
- 海外出張は原則禁止(指針)を継続する。

4. 症状が出た場合等の対応

- ・症状がある場合
- (1) 「発熱」、「持続する咳+発熱」、「新型コロナウイルス特有の症状」のうちーつでもある場合は、出勤せず自宅療養とし、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談する。相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへ相談する。

(相談・受診の目安や相談方法)

〇三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト

https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm

〇三重県受診・相談センター(「帰国者・接触者相談センター」から名称変更)

9時00分~21時00分(土曜日・日曜日・祝日も対応)

0595-24-8050 桑名保健所 0594-24-3619 伊賀保健所 鈴鹿保健所 059-392-5010 尾鷲保健所 0597-23-3456 津保健所 059-223-5345 熊野保健所 0597-89-6161 四日市市保健所 059-352-0594 松阪保健所 0598-50-0518 0596-27-5140 伊勢保健所

※21時00分から翌9時00分までは、

三重県救急医療情報センター(059-229-1199)にご相談下さい。

- (2) 本校への病状報告は、総務課総務係へメールにて行い、継続して毎朝、体温を測定し、日々の健康状態とともに「体調チェックアプリ」への入力の徹底を行うこと。
- (3) 出勤再開については、医療機関において判断してもらうこと。その場合、診断結果を本校に報告すること。

5. 感染又は濃厚接触者となった場合の対応

- ・新型コロナウイルスへの感染が確認された場合又は濃厚接触者であると特定された場合には、医療機関、保健所等の指示に従って下さい。
- ・ 濃厚接触者に対して出勤停止の措置をとる場合の出勤停止期間は、保健所等から自宅 待機を指示された期間とします。

6. その他

- ・出勤時(特に公共交通機関利用時)には、自宅からマスクを着用し、校内でも原則と してマスクを着用して下さい。
- ・出勤前の「体調チェックアプリ」の入力のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止の 観点から、「行動記録表」を参考として、日頃からの行動についても記録するよう努 めて下さい。
- ・新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者の可能性が生じた場合には、経過 の確認等を行うため、必要に応じ「体調チェックアプリ」および「行動記録表(任意 様式含む)」等について、本校から所要情報やデータの提出を求めることがあります

本件連絡先 総務課人事労務係

T E L : 0599-25-8014